

「多摩の新たな拠点整備計画（仮称）」に係る庁内検討会設置要綱

（設 置）

第1条 「多摩の新たな拠点整備計画（仮称）」について検討するため、庁内関係者による検討会議（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩の新たな拠点整備計画に係る検討及び調整等に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、庁内検討会が必要と認める事項。

（構 成）

第3条 庁内検討会は、別表1にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討会には座長を置き、座長は、都市整備局技監の職にある者とする。
- 3 庁内検討会には副座長を置き、副座長は、都市整備局まちづくり調整担当部長の職にある者とする。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けるときは、副座長がその職を代理する。

（幹事会の設置及び構成）

第4条 庁内検討会を効率よく運営するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2にある者をもって構成する。
- 3 幹事会には座長を置き、座長は、都市整備局まちづくり調整担当部長の職にある者とする。
- 4 幹事会には副座長を置き、副座長は、都市整備局多摩開発企画担当課長の職にある者とする。
- 5 座長に事故があるとき又は欠けるときは、副座長がその職を代理する。

（会議の開催）

第5条 座長は、会議を招集し、会議を主催する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 座長は、特定の事項について、関係する構成員で会議を開催することができる。

(庶 務)

第6条 庁内検討会及び幹事会の庶務は、都市整備局都市づくり政策部開発企画課多摩開発企画担当において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

別表 1

庁内検討会構成員

◎座長 ○副座長

政策企画局	計画調整部長
子供政策連携室	子供政策調整担当部長
デジタルサービス局	企画調整担当部長
総務局	多摩島しょ振興担当部長
財務局	財産運用部長
生活文化スポーツ局	企画担当部長
環境局	環境政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長
産業労働局	企画調整担当部長
建設局	企画担当部長
教育庁	教育政策担当部長
住宅政策本部	企画担当部長 再編利活用推進担当部長
都市整備局	◎ 技監 企画担当部長 都市づくり政策部長 ○ まちづくり調整担当部長 都市基盤部長 地域公共交通担当部長 市街地整備部長 防災都市づくり担当部長 多摩ニュータウン事業担当部長

その他

- ・ 議長が必要と認めた者

別表 2

幹事会構成員

◎座長 ○副座長

政策企画局	計画調整部	計画調整担当課長
子供政策連携室	子供政策連携推進部	子供政策調整担当課長
デジタルサービス局	総務部	調整担当課長
総務局	行政部	多摩振興担当課長
財務局	財産運用部 経理部	総合調整課長 企画担当課長
生活文化スポーツ局	企画計理課	企画担当課長
環境局	総務部	環境政策課長
福祉保健局	企画部	福祉政策推進担当課長
産業労働局	総務部	企画調整課長
建設局	総務部	計画担当課長
教育庁	総務部	教育政策課長
住宅政策本部	住宅企画部 都営住宅経営部	企画担当課長 再編利活用推進課長
都市整備局	総務部 都市づくり政策部 都市基盤部 市街地整備部	企画技術課長 ◎まちづくり調整担当部長 政策調整担当課長 土地利用計画課長 ○多摩開発企画担当課長 緑地景観課長 交通企画課長 地域公共交通担当課長 街路計画課長 施設計画担当課長 企画課長 再開発課長 区画整理課長 指導担当課長 担当部長(多摩NT課長事務取扱) 多摩NT事業推進担当課長

その他

- ・議長が必要と認めた者